

【1006版】

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
（平成30年度～平成32年度）
中間報告案

【介護保険制度の理念】

介護保険制度は、加齢に伴って生じる心身の変化等により、介護を要する状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことができるように、国民の共同連帯の理念に基づく社会保険制度として創設されたものです。その基盤のもとで、必要な保健・医療サービスや福祉サービス等が給付され、国民の保険医療の向上および福祉の増進を図ることが制度の目的となっています。

介護保険制度に基づくサービスの給付は、要介護・要支援者の状況や環境に応じて、本人の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供されるべきとされています。また、サービスの給付は、医療との連携にも十分配慮し、要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するように行われるものとされています。

同時に、国民には、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になっても、適切なサービス等を利用しながら、その有する能力の維持・向上に努めることが求められています。介護保険制度の理念をふまえ、必要な人に必要なサービスを適切に提供していくとともに、介護予防、自立支援や重度化の防止等にも取り組んでいくことが重要となります。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国における人口の高齢化は急速に進んでおり、平成 27 年の国勢調査によれば、平成 27 年 10 月 1 日現在で全国の高齢化率（人口に占める 65 歳以上の割合）は 26.6%、後期高齢者の比率（人口に占める 75 歳以上の割合）は 12.8%となっています。国民の 4 分の 1 以上が 65 歳以上、10 分の 1 以上が 75 歳以上であり、その割合は今後もさらに上昇していくものと想定されています。

このような超高齢社会において、介護保険制度は、高齢者福祉の大きな課題である「介護」を社会全体の連帯により支える基盤として、平成 12 年 4 月のスタートから今日まで、大きな役割を果たしてきました。基本理念である高齢者の「自立支援」「尊厳の確保」のもと、時代の流れをふまえてよりよい制度にしていくため、3 年に 1 度改正が行われています。

近年では平成 23 年の改正により、「地域包括ケアシステムの構築」が国・地方公共団体の責務として定められました。これは、日常生活圏域を単位に、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供されることで、高齢者が安心して在宅生活を送ることができるようにしていくという考え方であり、そのためのしくみづくりをめざすものです。以降、制度は、各地域における地域包括ケアシステムの推進を図るため、さまざまな改正が行われています。

平成 26 年には、制度の重点化・効率化を図るため、予防給付の訪問介護及び通所介護が市町村の地域支援事業に移行し、全国一律のサービスから地域性をふまえたサービスの多様化や特別養護老人ホーム入所について原則要介護 3 以上へ重点化、低所得者の保険料軽減の拡充、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げなど、多くの制度改正が行われました。また、医療介護総合確保推進法が成立し、医療と介護の連携を強化し、地域における効果的な医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を総合的に推進していく方針が示されました。

平成 29 年には、地域包括ケアシステムの深化・推進及び制度の持続可能性を確保するため、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、医療・介護連携の一層の推進、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制づくり、利用者負担割合の見直し（一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げ）などを主眼とした制度改正が行われました。

本市では、これまで超高齢社会の到来を見据え、「安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺」を基本理念として、高齢者ができるだけすこやかに、いきいきと毎日を過ごし、何らかの支援が必要となったときも、自分らしく、社会とのつながりの中で、安心して暮らし続けることのできる社会づくりを進めてきました。本計画は、こうして進めてきたこれまでの取組を引き継ぎ、高齢者施策を総合的に推進しながら、団塊の世代がすべて 75 歳

以上となる平成 37（2025）年を展望し、本市における地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進の道筋を示す計画として策定します。基本理念の実現をめざし、多様な主体が連携し、地域づくりの取組を促進、発展させていく計画とします。

2 計画の性格、策定体制等

（1）法的根拠等

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による老人福祉計画と、介護保険法第 117 条の規定による介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

また、本計画は本市総合計画を上位計画とし、堺市地域福祉計画や堺市健康増進計画、堺市障害者長期計画・障害福祉計画など関連分野の計画と調和を図るとともに、国の策定指針、大阪府の介護保険事業支援計画及び医療計画とも整合のとれた計画として策定しました。

本市では、平成 29 年 5 月に、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成 37 年度までの取組等を示す「ロードマップ」を作成しており、本計画は、その方向性も組み込んだ計画として策定しています。

（2）計画の期間

介護保険事業計画が、3 年を 1 期として策定するものとされていることから、本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間となります。

平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37	平成38
平成 37（2025）年の堺市を見据えて計画を策定 								
本計画（第7期） 								
			（第8期） 			（第9期） 		

（3）計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、平成 28 年度に、高齢者の現状やニーズ、地域の状況などを把握するため、「堺市高齢者等実態調査」を実施しました。その結果等もふまえながら、学識経験者、市内関係団体、市民団体などから構成される「堺市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会」及び庁内関連部局による「堺市地域福祉推進庁内委員会」において検討を行い、策定を進めました。

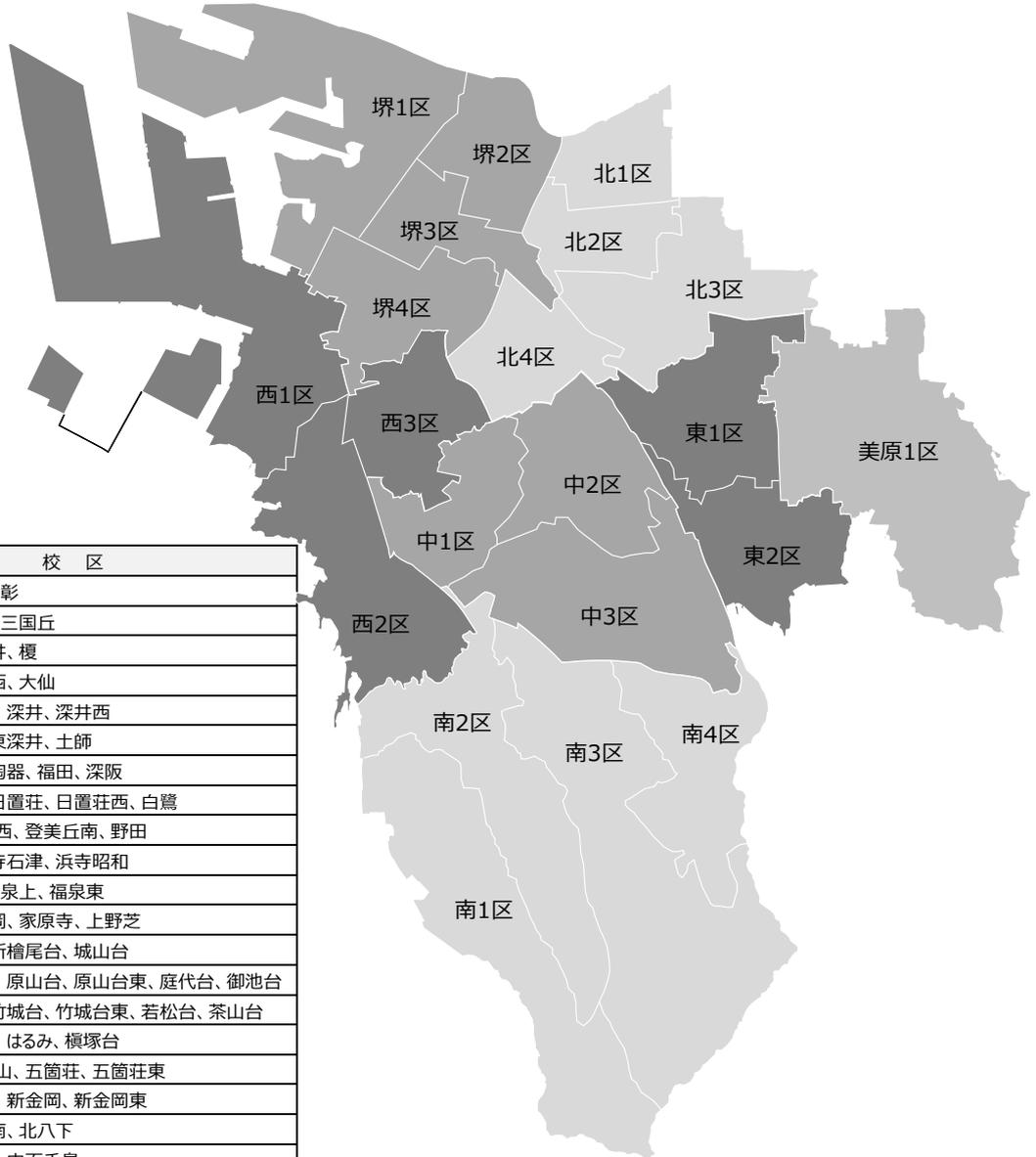
なお、広く市民の意見を聴取するため、計画素案に関してパブリックコメントを実施しました。

3 日常生活圏域

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように、市内を日常生活の圏域に分け、圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量などを見込むこととされています。日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案し、定めることとされています。

本市においては、各区を基本とし、人口規模及び公共交通機関の状況等も考慮して、いくつかの小学校区を組み合わせた 21 圏域を日常生活圏域として設定しています。

日常生活圏域



圏域	校 区
堺 1	三宝、錦西、市、英彰
堺 2	錦、錦綾、浅香山、三国丘
堺 3	熊野、少林寺、安井、榎
堺 4	神石、新湊、大仙西、大仙
中 1	八田荘、八田荘西、深井、深井西
中 2	東百舌鳥、宮園、東深井、土師
中 3	久世、東陶器、西陶器、福田、深阪
東 1	南八下、八下西、日置荘、日置荘西、白鷺
東 2	登美丘東、登美丘西、登美丘南、野田
西 1	浜寺、浜寺東、浜寺石津、浜寺昭和
西 2	鳳、鳳南、福泉、福泉上、福泉東
西 3	津久野、向丘、平岡、家原寺、上野芝
南 1	美木多、赤坂台、新檜尾台、城山台
南 2	福泉中央、桃山台、原山台、原山台東、庭代台、御池台
南 3	上神谷、宮山台、竹城台、竹城台東、若松台、茶山台
南 4	三原台、泉北高倉、はるみ、横塚台
北 1	東浅香山、新浅香山、五箇荘、五箇荘東
北 2	東三国丘、光竜寺、新金岡、新金岡東
北 3	大泉、金岡、金岡南、北八下
北 4	百舌鳥、西百舌鳥、中百舌鳥
美原 1	全区域

4 本市の高齢者を取り巻く状況

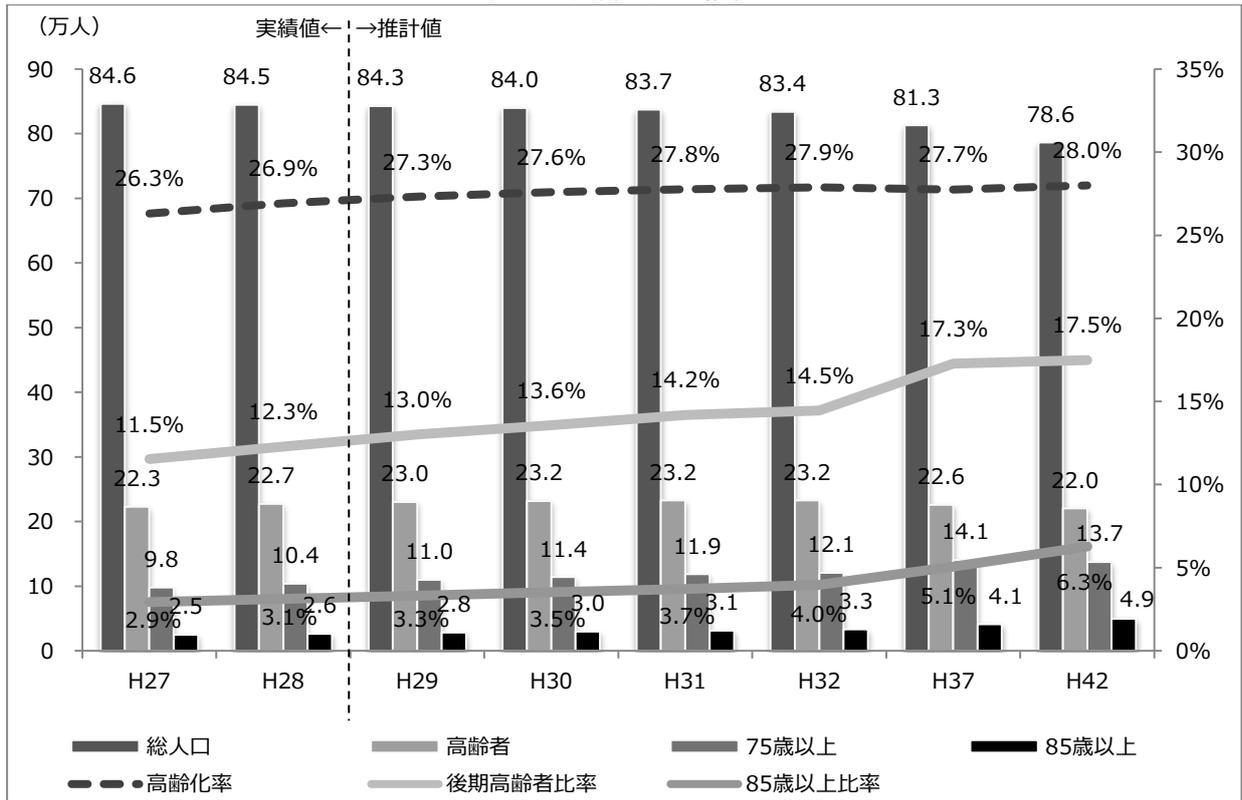
(1) 高齢者数、要介護等認定者数の推移

本市の高齢者数は、平成 28 年 9 月末時点で、227,413 人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は 26.9%で上昇を続けています。

高齢者数のうち、65～74 歳人口（前期高齢者）は 123,592 人で、総人口に占める割合は 14.6%、75 歳以上人口（後期高齢者）は 103,821 人で、総人口に占める割合は 12.3%となっています。また、後期高齢者のうち、85 歳以上の人口は 26,384 人で、総人口に占める割合は 3.1%となっています。

今後も高齢化は更に進み、平成 32（2020）年頃にいったん高齢化率のピークを迎え、以降、しばらくは横ばいで推移したのち、平成 41（2029）年頃から再び上昇に転じるものと見込まれます。また、平成 37（2025）年には 75 歳以上人口は約 14 万人（うち 85 歳以上は約 4 万人）、総人口に占める割合はほぼ 17%（うち 85 歳以上は約 5%）に達するものと想定されます。75 歳以上人口については、平成 37（2025）年をピークに減少に転じますが、85 歳以上人口は増加が続くものと見込まれます。

総人口、高齢者数の推移



(各年9月末時点)

資料：実績値は住民基本台帳、推計値は堺市推計（コーホート変化率法による。）

実績値 ← → 推計値

(人)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42
総人口	846,388	844,681	842,531	839,992	837,103	833,871	813,049	786,265
高齢者	222,710	227,413	230,185	231,792	232,447	232,471	225,606	220,213
65～74歳	125,026	123,592	120,471	117,709	113,682	111,890	85,061	82,756
75～84歳	72,828	77,437	81,720	84,500	87,679	87,549	99,457	88,063
85歳以上	24,856	26,384	27,994	29,583	31,086	33,032	41,088	49,394
高齢率	26.3%	26.9%	27.3%	27.6%	27.8%	27.9%	27.7%	28.0%
前期高齢者の比率	14.8%	14.6%	14.3%	14.0%	13.6%	13.4%	10.5%	10.5%
後期高齢者の比率	11.5%	12.3%	13.0%	13.6%	14.2%	14.5%	17.3%	17.5%
85歳以上の比率	2.9%	3.1%	3.3%	3.5%	3.7%	4.0%	5.1%	6.3%

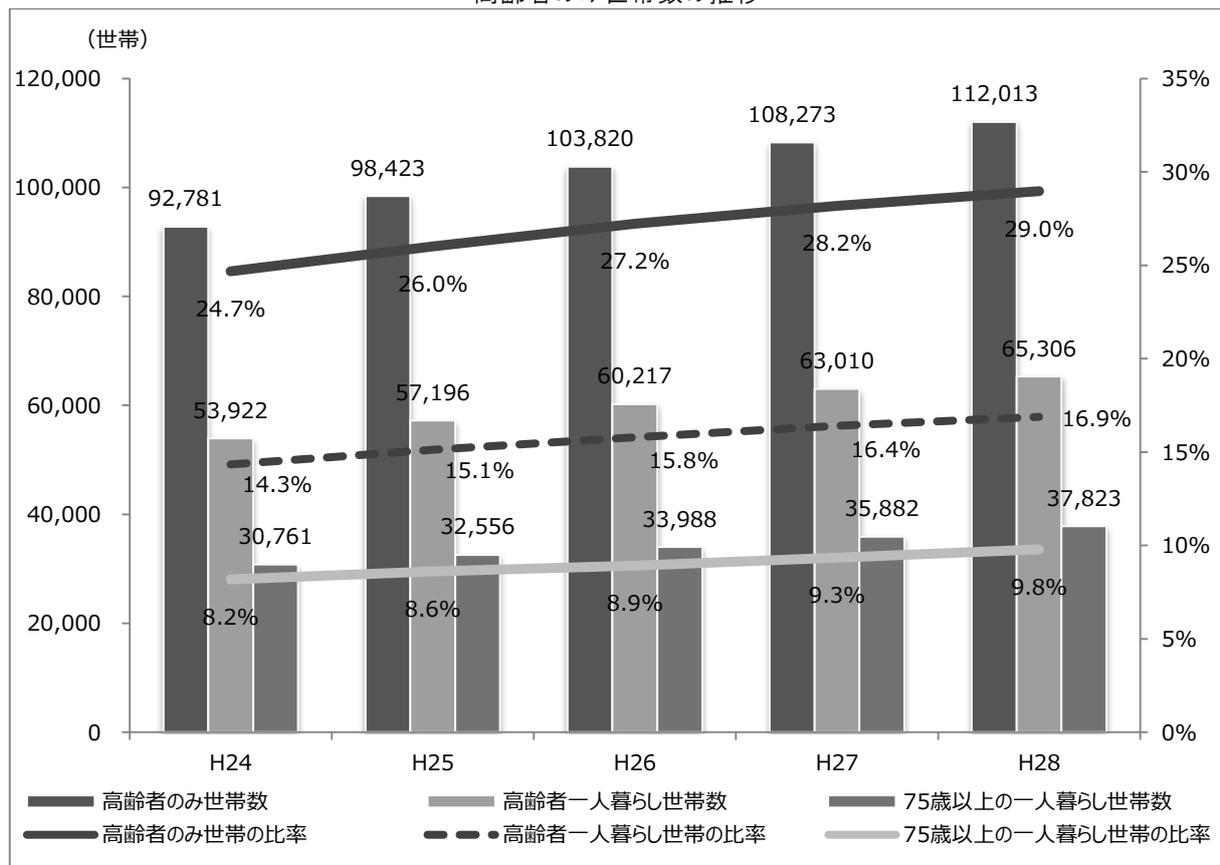
(各年9月末時点)

資料：実績値は住民基本台帳、推計値は堺市推計（コーホート変化率法による。）

高齢者世帯の状況を見ると、平成 28 年 9 月末時点で、高齢者のみの世帯数は 112,013 世帯となっており、堺市の全世帯のうち 29.0%を占めています。高齢者のみの世帯のうち、一人暮らし世帯は 65,306 世帯（全世帯 16.9%）、その中で 75 歳以上の一人暮らし世帯は 37,823 世帯（全世帯の 9.8%）となっています。

高齢者のみの世帯数、高齢者の一人暮らし世帯数は増加を続けており、また、全世帯数に占める割合も上昇が続いています。今後も高齢者世帯は増えていくものと見込まれ、地域における見守りや生活支援等の一層の充実が必要になるものと考えられます。

高齢者のみ世帯数の推移



	H24	H25	H26	H27	H28
全世帯数	376,000	378,268	381,257	384,217	386,684
高齢者のみ世帯	92,781	98,423	103,820	108,273	112,013
うち高齢者一人暮らし世帯	53,922	57,196	60,217	63,010	65,306
うち 75 歳以上の一人暮らし世帯	30,761	32,556	33,988	35,882	37,823
全世帯数に占める割合	24.7%	26.0%	27.2%	28.2%	29.0%
うち高齢者一人暮らし世帯	14.3%	15.1%	15.8%	16.4%	16.9%
うち 75 歳以上の一人暮らし世帯	8.2%	8.6%	8.9%	9.3%	9.8%

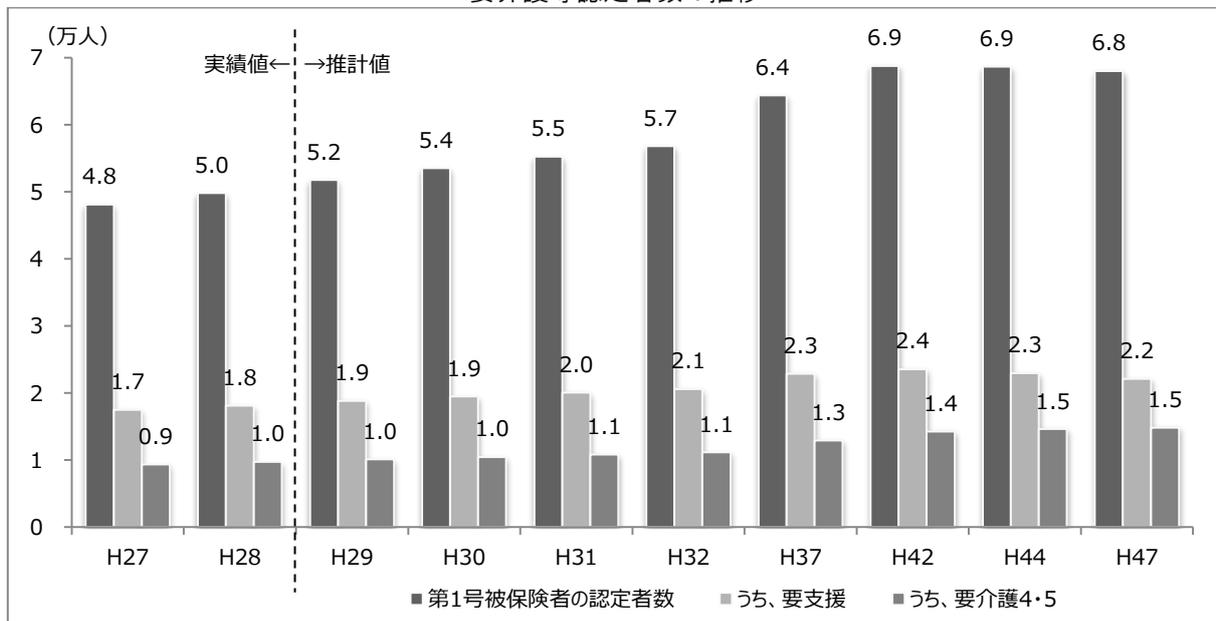
(各年9月末時点)

資料：住民基本台帳

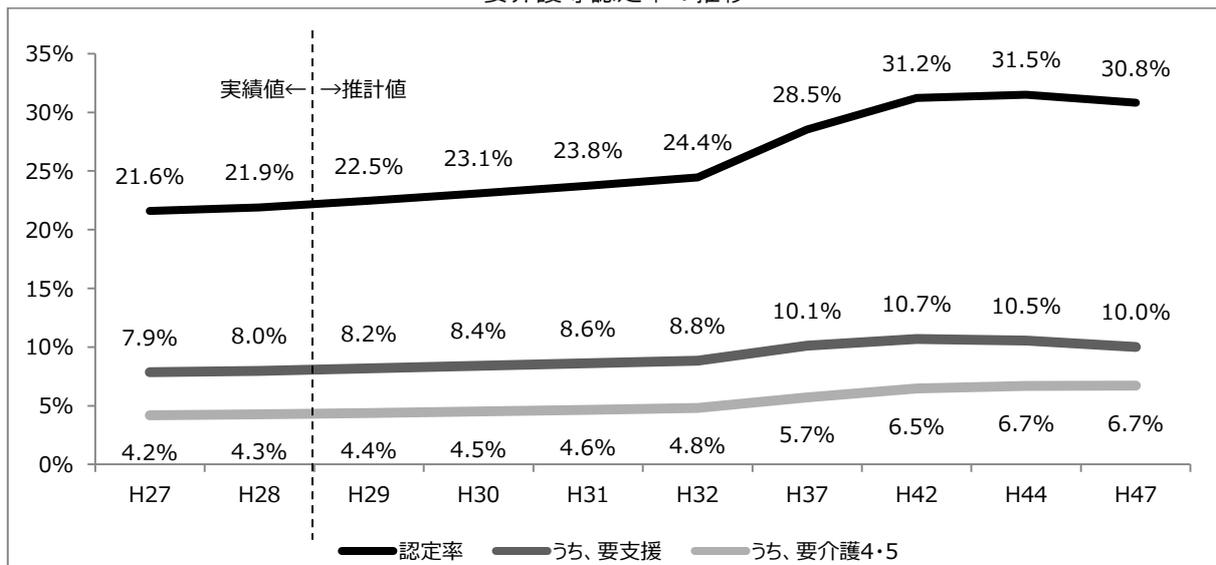
本市の要介護等認定者数は、平成 28 年 9 月末時点で 50,697 人、うち、第 1 号被保険者 (65 歳以上) の要介護等認定者数は 49,790 人であり、第 1 号被保険者数全体に占める割合 (認定率) は 21.9%となっています。うち、要支援の認定率は 8.0%、要介護 4・5 の認定率は 4.3%となっています。今後も要介護等認定者数は増加を続け、認定率は上昇が続くものと見込まれます。

本市の認定率は全国、大阪府よりも高く、特に要支援の認定率において差が大きくなっています。要介護等認定者数の要介護度別の割合も、本市では要支援が 36.4% (要支援 1 が 22.3%、要支援 2 が 14.1%) と高い割合です。

要介護等認定者数の推移



要介護等認定率の推移

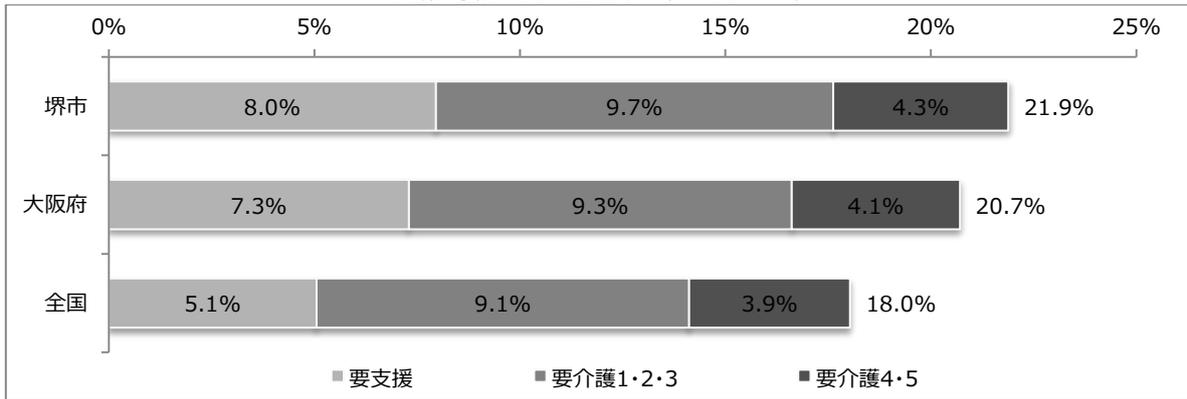


(各年9月末時点)

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計

※認定率は、第1号被保険者数に対する第1号被保険者認定者数の割合

要介護等認定率(全国、大阪府との比較)



(平成28年9月末時点)

資料：介護保険事業状況報告

※認定率は、第1号被保険者数に対する第1号被保険者認定者数の割合

要介護等認定者の要介護度別割合



(平成28年9月末時点)

資料：介護保険事業状況報告

年齢別で要介護等認定率を見ると、平成 28 年 9 月末時点で 65～74 歳の認定率は 6.8%、75～84 歳の認定率は 29.0%、85 歳以上の認定率は 71.8%となっています。今後、65～74 歳の認定率は平成 32（2020）年頃まで上昇を続け、その後減少に転じるものと見込まれます。75～84 歳の認定率は減少傾向で推移しますが、平成 32（2020）年頃から上昇に転じるものと見込まれます。85 歳以上の認定率は約 72%と高く、おおむねその水準で、横ばい傾向で推移するものと見込まれます。認定率の高い 75 歳以上、85 歳以上の高齢者が増加していくことから、要介護等認定者数は増加を続けるものと見込まれます。

認定率は平成 44（2032）年に向けてさらに高まっていくことが予想されることから、必要な人に必要なサービスを提供できるよう、サービス基盤の一層の充実を図るとともに、介護予防サービスの充実、自立支援や重度化の防止などの多様な観点からの取組が求められるところです。

要介護等認定者数・認定率の推移（年齢別）

実績値← →推計値

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42	H44	H47
要介護等認定者数	48,097	49,790	51,748	53,535	55,225	56,827	64,391	68,757	68,650	68,018
65～74歳	8,535	8,381	8,364	8,426	8,369	8,422	6,280	5,728	5,938	6,702
75～84歳	21,762	22,463	23,299	23,888	24,548	24,750	28,617	27,468	25,572	20,354
85歳以上	17,800	18,946	20,085	21,221	22,308	23,655	29,494	35,561	37,140	40,962
要介護等認定率	21.6%	21.9%	22.5%	23.1%	23.8%	24.4%	28.5%	31.2%	31.5%	30.8%
65～74歳	6.8%	6.8%	6.9%	7.2%	7.4%	7.5%	7.4%	6.9%	6.9%	6.9%
75～84歳	29.9%	29.0%	28.5%	28.3%	28.0%	28.3%	28.8%	31.2%	31.7%	30.4%
85歳以上	71.6%	71.8%	71.7%	71.7%	71.8%	71.6%	71.8%	72.0%	72.7%	72.4%

（各年9月末時点）

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計

※認定率は、第1号被保険者数に対する第1号被保険者認定者数の割合

高齢者（第1号被保険者）のうち、平成28年9月末時点で、要支援者は18,101人、要介護者は31,689人であるのに対し、認定を受けていない人は177,623人となっており、高齢者の78.1%は介護の必要のない、比較的元気な高齢者であると言えます。

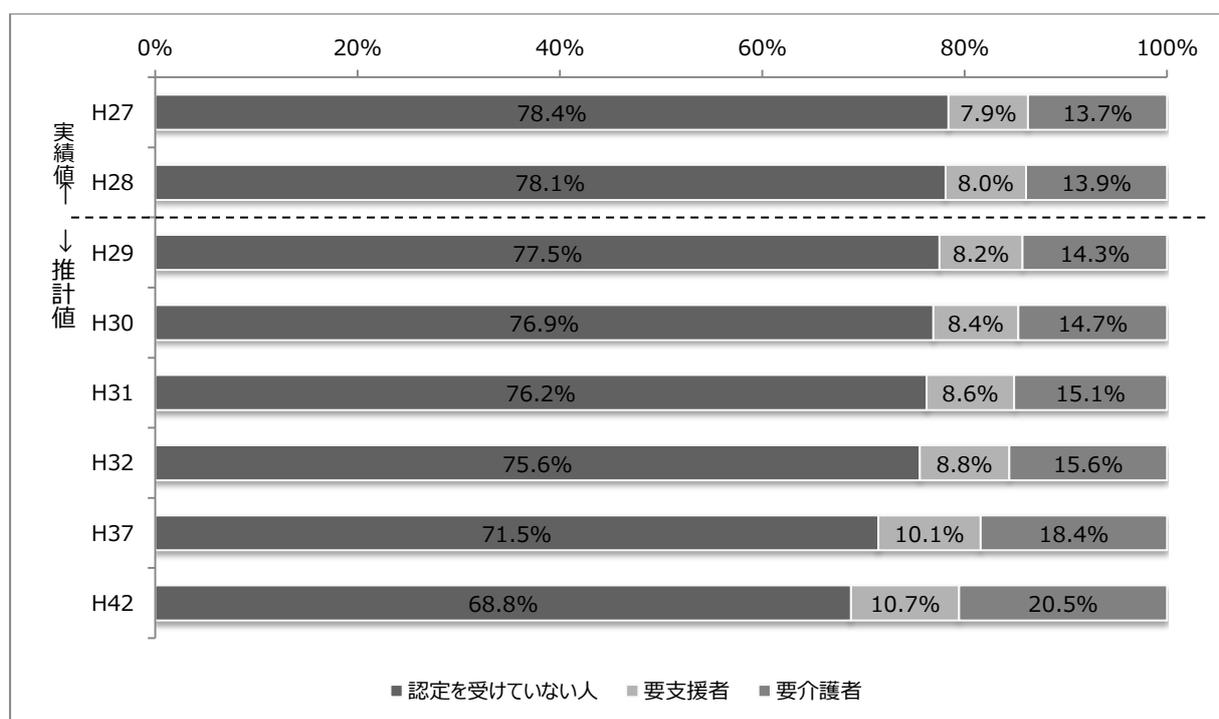
今後も75歳以上、85歳以上の高齢者の増加に伴って、要介護等認定者（要支援者、要介護者）の割合が上昇するため、認定を受けていない人の割合は低下していくものと見込まれますが、全体の7割程度は介護の必要のない、比較的元気な高齢者が占めるものと想定されます。元気な高齢者の健康づくり活動や介護予防の取組への支援、生きがいづくり、社会参加の促進がさらに重要になってくるものと考えられます。

高齢者の状態別内訳

実績値← →推計値

(人)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42
認定を受けていない人	174,613	177,623	178,437	178,257	177,222	175,644	161,215	151,456
要支援者	17,489	18,101	18,829	19,469	20,056	20,553	22,843	23,528
要介護者	30,608	31,689	32,919	34,066	35,169	36,274	41,548	45,229
合計	222,710	227,413	230,185	231,792	232,447	232,471	225,606	220,213



(各年9月末時点)

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計

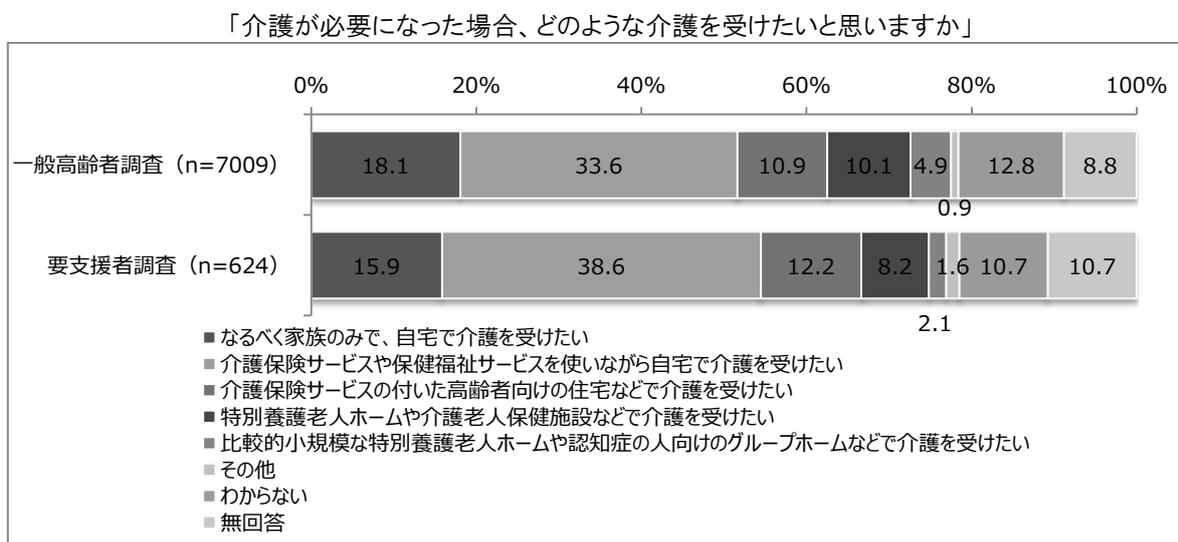
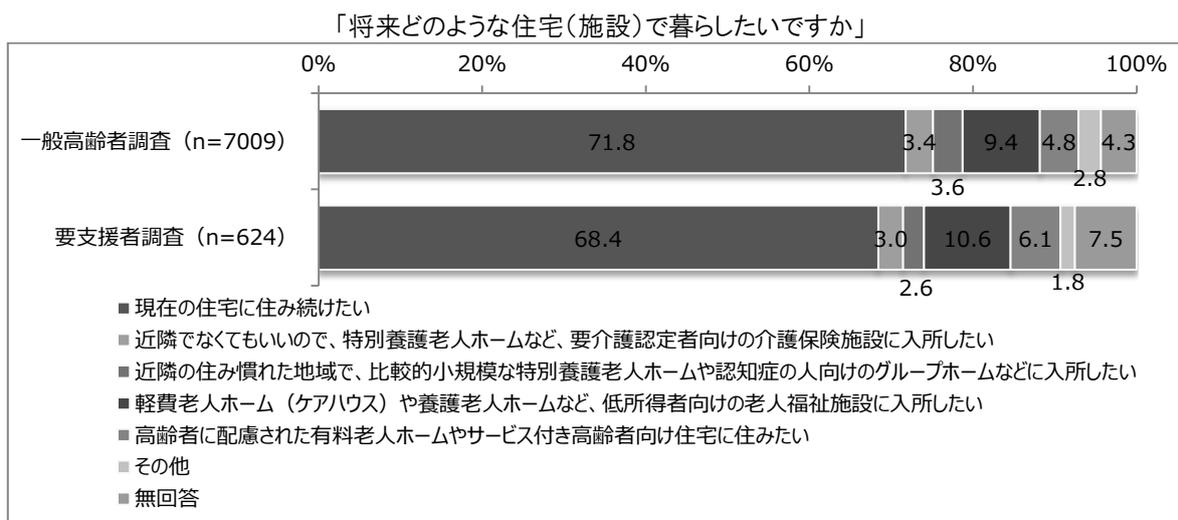
(2) 高齢者等実態調査結果の概要

市内の高齢者等の生活状況や保健・福祉などに関するニーズを把握するため、平成 28 年度に「堺市高齢者等実態調査」を実施しました。その概要および調査結果から見える課題について総括します。

調査種別	調査対象
一般高齢者調査・要支援者調査	要介護等認定を受けていない65歳以上の方 要支援認定（要支援1、2）を受けている65歳以上の方
要介護者調査	要介護等認定（介護1～5）を受けている在宅の65歳以上の方 （介護保険サービス利用者・介護保険サービス未利用者）

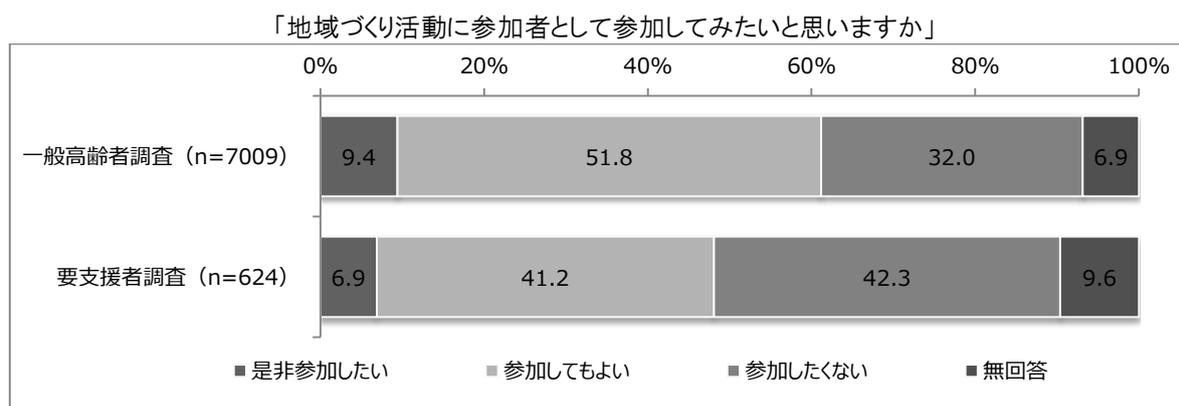
現在の住まいに住み続けたいという希望【一般高齢者調査・要支援者調査】

高齢者の将来の住まいの意向としては、現在の住まいで住み続けることを望んでいる方が約 7 割となっており、在宅生活のニーズが高いことがわかります。また今後の介護に対する意向についても、自宅で介護を受けたいという方が多く、在宅生活を継続できる環境整備が必要です。



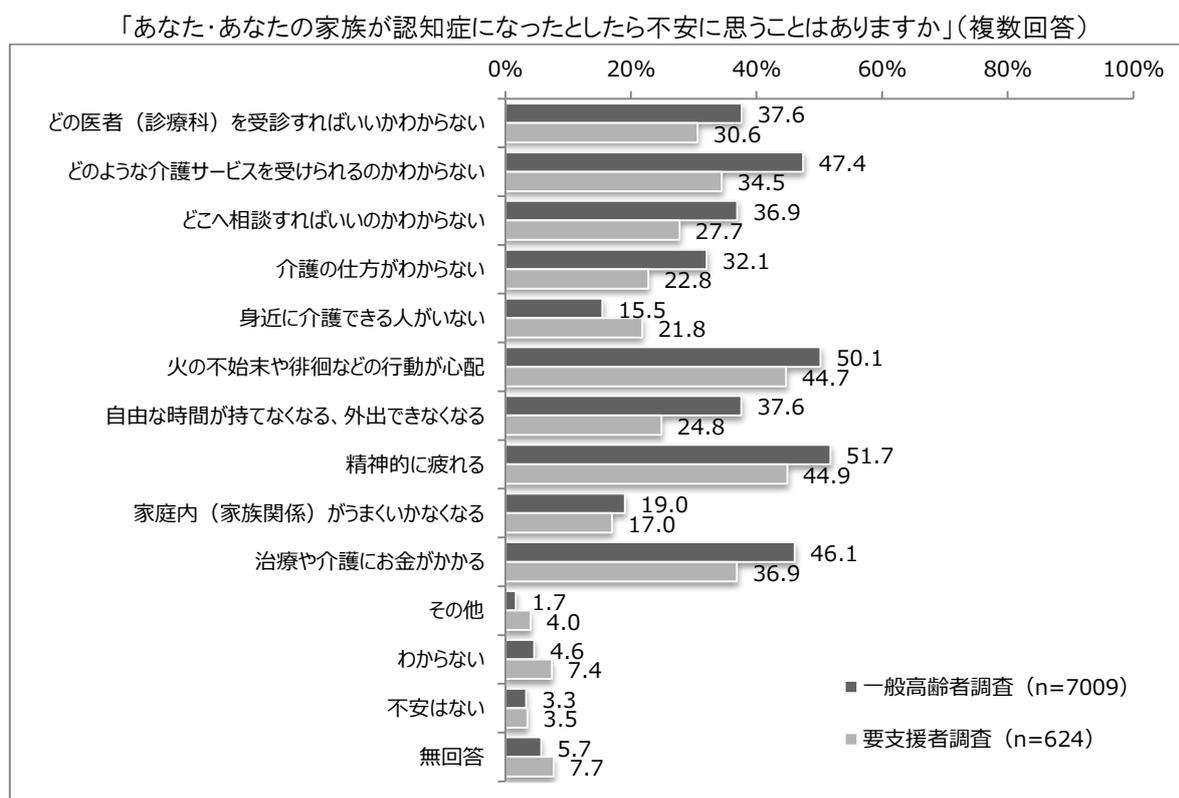
地域づくりへの参加意向【一般高齢者調査・要支援者調査】

地域づくり活動への参加意向については、一般高齢者では、「是非参加したい」「参加してもよい」という人が約6割となっています。地域づくりの支え手となりうる人の地域活動への参加促進のしくみが必要であると考えられます。一方、要支援者ではその割合が低下しており、身体状況により参加意向の低下する傾向が見られます。それぞれの身体状況等に応じた多様な参加方法を考えていくことが重要です。



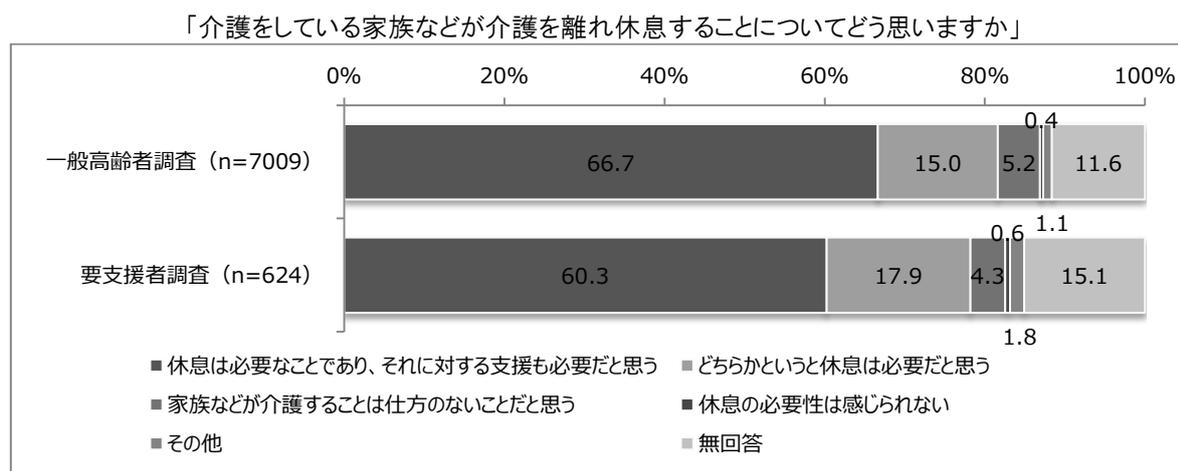
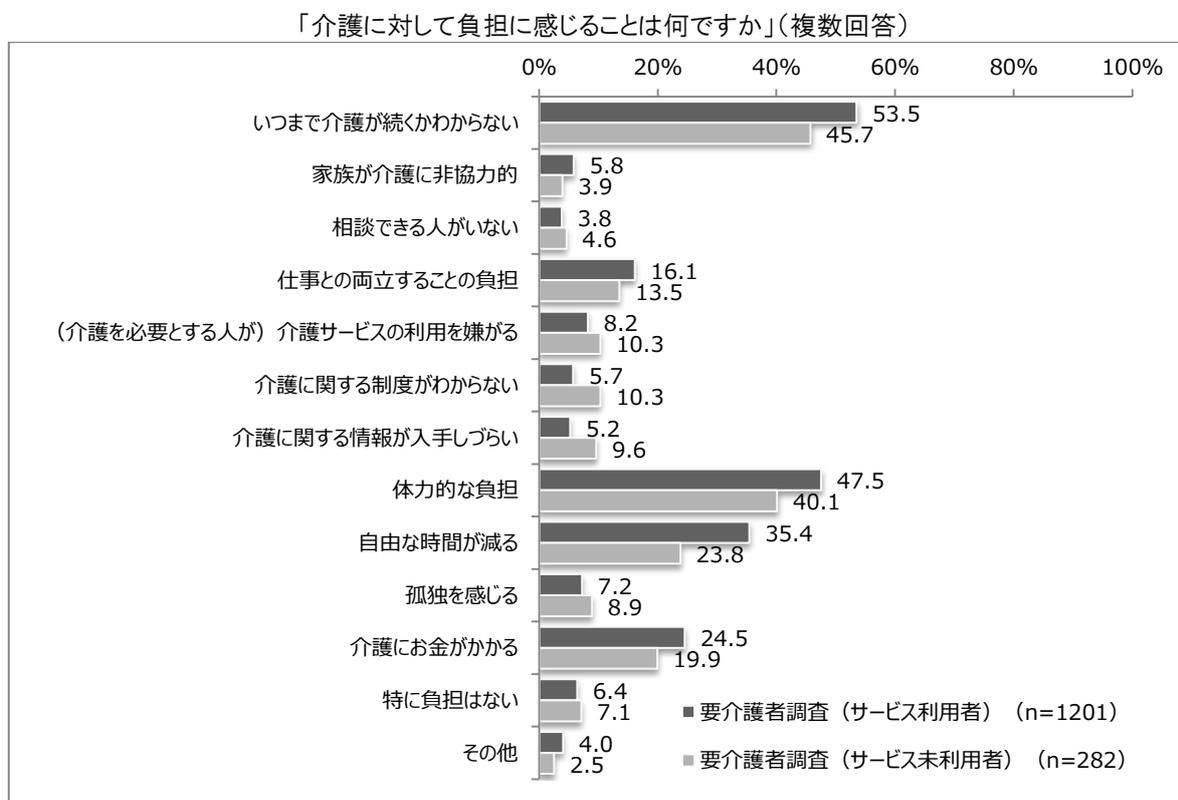
認知症に対する多くの不安【一般高齢者調査・要支援者調査】

認知症に対する不安として、介護サービスや医療面、行動の不安や介護の不安など、さまざまな不安が多くあげられており、状況に応じた、家族支援も含めた適切な認知症支援や、認知症に対する正しい理解のための普及啓発等が必要と考えられます。

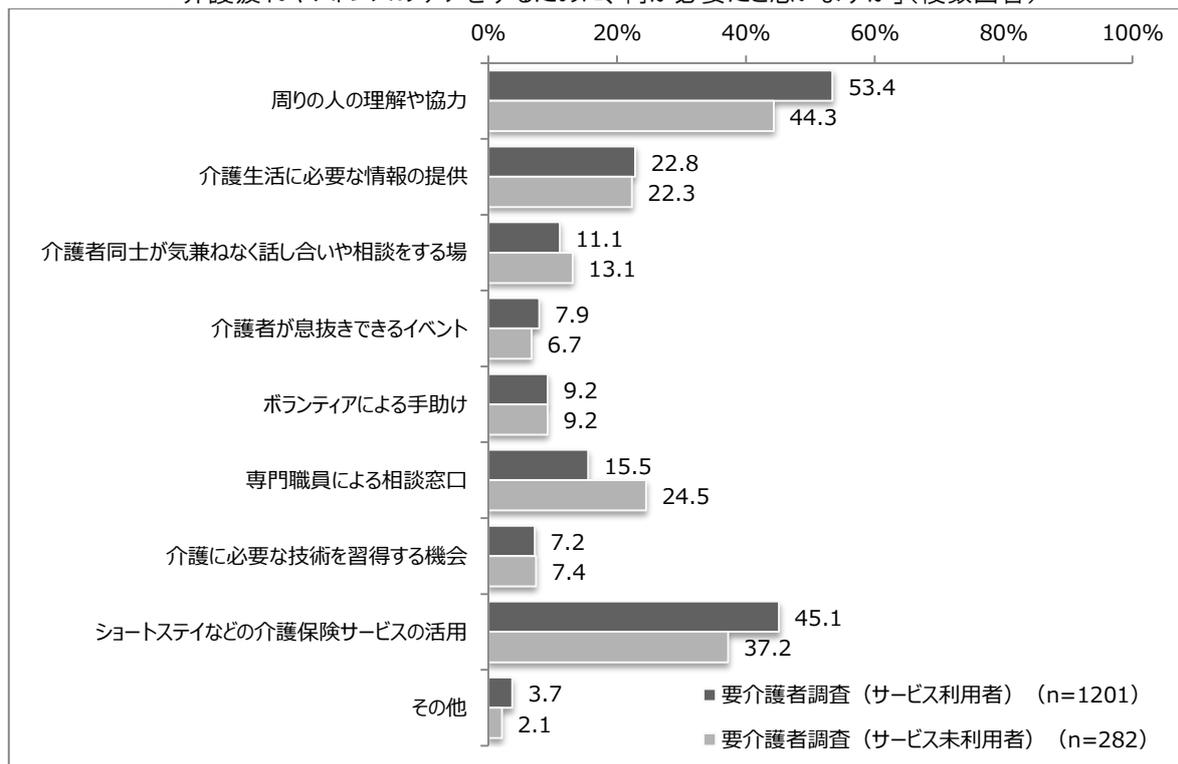


介護者の負担は大きく、介護者の休息が必要【一般高齢者調査・要支援者調査・要介護者調査】

介護者の多くが介護の負担を感じています。介護者の休息が必要と考える人も多く、介護者への支援や適度な休息（レスパイト）の必要性についての普及啓発等が重要であると考えられます。



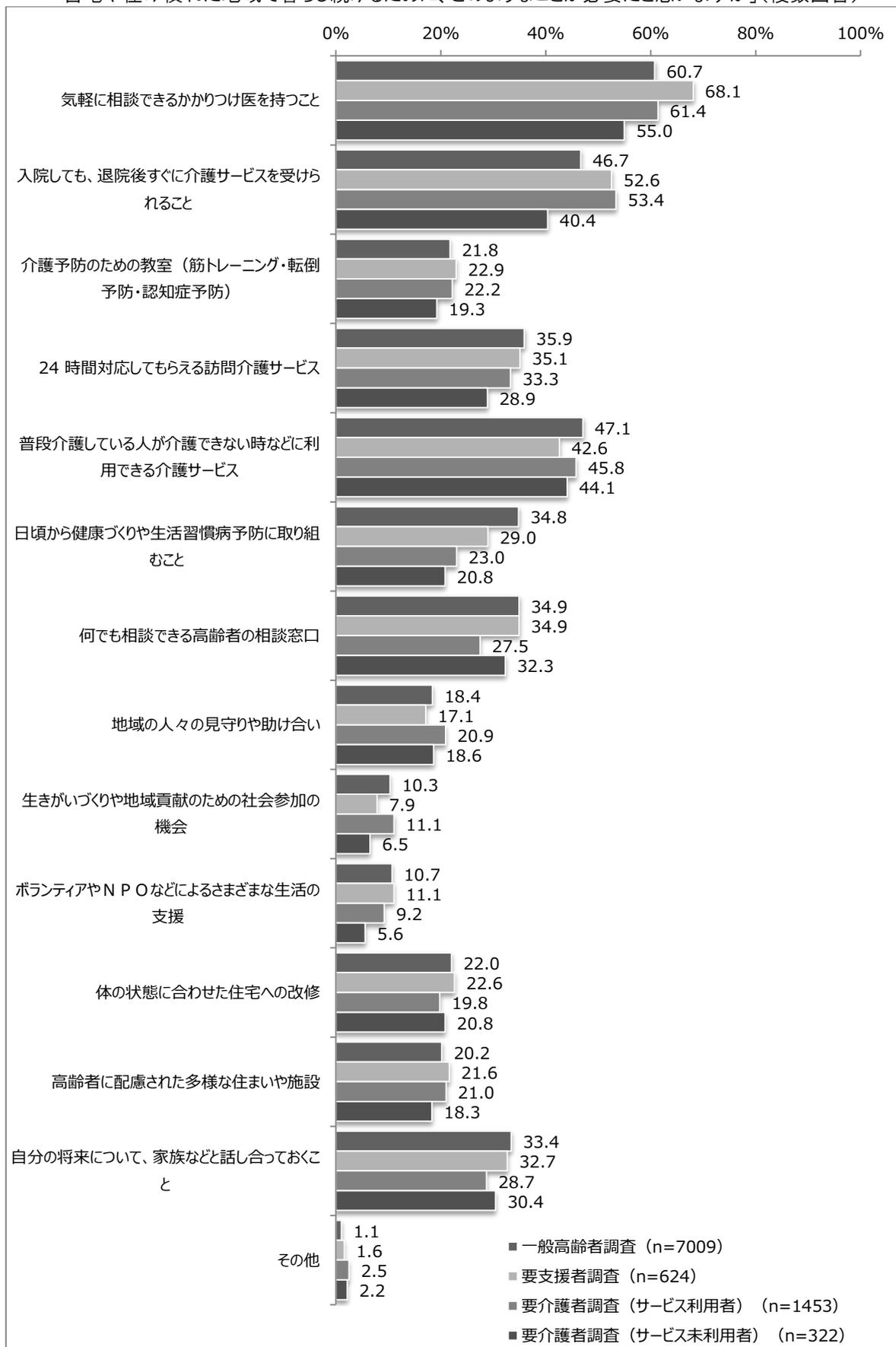
「介護疲れやストレスのケアをするために、何が必要だと思いますか」(複数回答)



住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこと【一般高齢者調査・要支援者調査・要介護者調査】

在宅で介護を受けて生活するニーズが高い中、できる限り自宅や住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこととしては、医療や介護サービスの充実に関するニーズが高くなっています。また、要介護者では、健康づくりや介護予防の重要性をあげる人も多く、医療や介護サービスの基盤整備とともに、介護予防等の取り組みも一層進める必要があると考えられます。

「自宅や住み慣れた地域で暮らし続けるために、どのようなことが必要だと思いますか」(複数回答)



5 前計画の評価

前計画における施策の推進状況、課題、評価を以下に示します。本計画では、前計画の推進における課題等をふまえながら、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた総合的な取組を進めていきます。

(1) 在宅ケアの充実

地域包括ケアシステムの構築において、医療・介護の連携のもと、在宅ケアの体制強化が重要になります。本市では、医療・介護の連携強化、地域包括支援センターの機能強化、在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実、市民への情報提供や意識啓発などを中心に、在宅ケアの充実に向けた取組を進めてきました。

医療・介護の連携に関しては、専門家会議の開催等を通じ、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりを行うとともに、身近な地域での講演会等を通じて、在宅医療・介護の普及を行いました。また、多様な関係機関が連携する相談支援、地域福祉を推進するキーパーソンとなる「地域福祉ねっとワーカー（CSW）」の各区配置、分野やエリアを横断したネットワーク構築、地域活動の活性化などを進めました。かかりつけ医・かかりつけ歯科・かかりつけ薬局、地域包括支援センター等についての普及啓発を進めました。

また、医療や介護の関係者に在宅医療に関する情報提供や支援・相談を行う「堺地域医療連携支援センター」を設置しました。

今後は、多職種連携をさらに進めるとともに、連携に向けた情報の集約化や必要な情報を効率的に共有するためのツールの普及などの推進が必要となります。また、在宅医療や、住み慣れた地域で安心した生活をするためのサービスである地域密着型サービスなどの基盤を一層充実していく必要があります。

(2) 認知症支援の充実

認知症高齢者の数が増加する中、本市ではその支援として、認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターの養成、認知症徘徊 SOS ネットワークの構築、国の要綱をふまえた各研修等を通じた人材育成などを進めてきました。また、早期発見・早期診断につなぐのために「認知症初期対応ガイドブック」を改訂するなど、認知症医療体制の充実に取組みました。認知症初期集中支援チームを専門医療機関に設置し、相談対象を地域包括支援センターに限定するしくみにより、鑑別診断から在宅生活の継続に繋がるまで、途切れることなく支援を行うことのできる体制を構築しています。

地域においては、市内事業所等が開催する「堺ぬくもりカフェ（認知症カフェ）」の活動を支援し、取組みの拡大を促進しています。

今後も認知症高齢者の数は増加が続くものと想定され、地域包括ケアシステムの構築において、認知症対策は重要な取組となります。早期発見・早期診断・早期対応のしくみをさらに充実するとともに、医療・介護に関わる専門職と市民が、認知症の対応力の向上に努める

必要があります。また、在宅で生活する高齢者のみの世帯や認知症高齢者が在宅で生活する数も増加が見込まれるため、消費者被害の防止、権利擁護などの観点からの在宅生活支援も重要となります。

（３）高齢者が安心して暮らせるまち・住まい

高齢者が安心して地域生活を送るためには、適切な「住まい」の確保が重要となります。本市では、ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の整備や、住宅改修等への支援などを通じて、高齢者の住まいへの支援を行ってきました。また、近年、サービス付き高齢者向け住宅が増加しており、サービス付き高齢者向け住宅に関する情報をホームページなどで提供するとともに、住宅に対して寄せられるさまざまな問い合わせへの対応を通じて、多様化する高齢者の住宅事情の情報提供を行っています。

今後も引き続きこれらの取組を進めていくとともに、住まいのあり方が多様化する中、質の向上に向けての指導のあり方などを検討していくことも重要となります。

高齢者にやさしいまちづくりとして、道路や公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、防災体制の充実等に取り組んできました。

都市環境については引き続き計画的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があります。防災については、「堺市地域防災計画」などにに基づき、災害時において、高齢者などの要配慮者が円滑に安全に避難できるように、平時からの備えを一層充実していく必要があります。

（４）介護サービス等の基盤整備

事業者への指導・助言、介護相談員の派遣、介護給付適正化事業などを通じて、介護サービスの質の向上を進めてきました。今後も引き続きこうした取組を推進し、安心して介護サービスを利用できる環境をつくっていく必要があります。

また、人材の確保・定着は介護サービスの基盤として重要な要素であることから、職員が働きやすい職場環境の改善に自立的・主体的に取り組むための点検ツールの介護事業所への提供や、大阪府と連携した介護職の魅力発信の取組など、事業者の人材確保を支援する取組を進めてきましたが、依然として人材不足となっている事業所も少なくないことから、人材確保や介護職の定着・スキルアップ等に向けた取組の一層の充実が必要です。

介護保険施設の整備については、住宅系サービスの整備状況等もふまえて、入所希望者の状態像やニーズに応じた整備が進むよう、手法を検討していく必要があります。

（５）介護予防の推進と新しい総合事業の実施

地域包括ケアシステムにおいて介護予防、生活支援は重要な観点であり、本市では、介護予防の取組として、地域での「げんきあっぷ教室」の展開や、堺市版認知症予防体操「堺コ

ツカラ体操」の普及啓発などに努めてきました。また、生活支援に関しては、堺市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、市内の社会資源の情報を整理するとともに、コーディネーター業務のモデル実施を行うなど、地域資源を活用した生活支援サービスを展開するための基盤づくりを進めてきました。要支援 1・2 の方を対象にした新しい総合事業については、平成 29 年 4 月よりスタートし、現行相当のサービス提供に加え、従事者の要件を緩和した訪問や通所のサービスや短期間の集中的な機能訓練の通所型のサービス提供を行っているところです。

住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けるためには、本人・家族が自分の持てる力を活用して生活する「自立支援」の考え方を理解することが重要であり、こうした観点から、介護予防の普及や新しい総合事業への理解を進めていくことが重要となります。新しい総合事業については、今後の事業の動向やニーズ等を見極めつつ、サービスを創出するしくみや、サービスをコーディネートしたり、担い手を増やしたりする支援が必要となります。

（6）健康の保持・増進

高齢期に自立した健康な生活を送るためには、多くの市民が若い頃から健康づくりに取り組み、そのことが介護予防につながるように実践していくことが重要となります。本市では、健康増進計画である「健康さかい 21（第 2 次）」計画などを通じて、市民の健康づくり・健康寿命の延伸に取り組んでおり、これらの計画と連携し、地域の健康づくり活動への支援、健康相談、健康情報の提供等を通じて、健康の保持・増進に向けた取組を進めてきました。

今後も引き続き、心身機能の維持・向上という観点のみならず、健康寿命の延伸や社会参加、生きがいづくり等、多様な選択肢で健康づくりを考えつつ、健康づくりに向けた総合的な取組を進めていく必要があります。生活習慣病などの重症化予防に向けた健康教育や健康相談の充実、地域住民主体で働きかけていくしくみの工夫など、住民が自ら健康づくり・介護予防に継続的に取り組める環境づくりが必要となります。

（7）高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するために、本市では、情報提供やきっかけづくり、生涯学習や地域活動の促進、就労支援、学習成果を地域で活かすための場づくりなど、さまざまな事業を展開してきました。また、社会の担い手としての高齢者の役割も大きくなっており、高齢者の起業・就労支援、就労機会の拡大、などの取組も進めています。

今後も高齢者数が増加する中で、元気な高齢者も増えていくことから、社会参加や生きがいづくりへのニーズは高まっていくものと考えられ、一層の取組の充実が求められます。また、地域包括ケアシステムにおいて、公的サービス以外にも多様な主体によるサービスや住民が主体となった生活支援が重要であることから、地域資源を活かした取組やサービスの創出、資源とニーズのマッチング、担い手の拡充などを通じて、高齢者が社会の担い手として活躍できる基盤の充実も必要となります。

また、介護のために離職する人や、老老介護、子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」など、介護者の過重負担が社会的な問題となる中、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、本市では、家族介護支援事業などを進めるとともに、「ダブルケア相談窓口」の設置を区役所内にある基幹型包括支援センターに設置しました。地域において、身近にいる介護者への声掛けや見守りなどの手助けをする「さかいお節介士」の養成を推進しています。

家族介護者が、社会から孤立することなく、いきいきと暮らせるために、今後も支援の一層の強化が求められます。介護負担を減少させ、在宅介護を続けるうえでの介護者の休息（レスパイト）の重要性について普及啓発を進めるとともに、相談支援の一層の充実や、介護者支援の担い手を養成し、活動支援を進めることが必要となります。

第2章 基本理念と計画目標

1 基本理念

高齢者数が増加を続け、そのニーズ等も多様化する中、本計画は、本市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けた道筋を示す計画となります。

心身ともに健康な状態を保ちながら、尊厳を持って自立した生活を送り、可能な限り住み慣れた堺市で自分らしく暮らし続けることが、市民の望む姿であると考えます。

このため、市民の健康を支えるとともに、必要なときに必要なサービスを提供できるような体制づくりや、介護予防及び日常生活の支援を行うための体制づくりを進めることが、市の責務であると考えます。また、市民が主体的に健康や自分らしい生活、地域社会での役割等について考え、活動できるように、環境づくりを進めていくことも、市の重要な役割と考えます。

このような考えから、高齢者ができるだけすこやかに、いきいきと毎日を過ごし、何らかの支援が必要になったときも自分らしさを失わず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、

安心で すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺

を基本理念として、計画の実現に取り組みます。

高齢者が自らの意思を尊重され、自分らしい生活を送ることができ、また、地域社会の担い手として社会から必要とされ、生活に何らかの助けが必要になったときは適切な支援が得られる社会、これが、高齢者が自立と尊厳を持って暮らすことのできる「安心で すこやかに いきいきと暮らせるまち」と考えています。

基本理念に向けて、高齢者自身も含め、多様な主体が参画し、高齢者の生活をさまざまな形で支える「地域包括ケアシステム」の構築された社会をめざすことが目標となります。また、「地域包括ケアシステム」の構築を通じて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が実現されていくものと考えます。

【地域包括ケアシステムとは】

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される体制のことであり、このような体制を切れ目なく、有機的かつ一体的に提供していくことで、ひとり暮らしの高齢者や要介護度の重い高齢者など、高齢者がどのような状況にあっても安心して在宅生活を送ることができるようにしていくという考え方です。地域包括ケアシステムについて、国および地方公共団体は構築に努める義務があると規定されています。

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域のさまざまな主体が連携することにより、高齢者本人や家族が、どのように生活していくかを主体的に選択でき、高齢者の生活の基盤となる住まいが確保され、個々の課題にあわせて介護、医療、日常生活支援、介護予防や自立支援・重度化予防などを担うサービスが適切に提供されるしくみづくりが必要となります。

また、地域包括ケアシステムの基盤として、「自助・互助・共助・公助」の観点から、高齢者自身の主体的な参画による地域づくりも重要となります。高齢者人口の増加に伴い、医療・介護が必要な人や認知症の人など、地域で支える必要のある人が増えていきますが、高齢者の多くは、介護等の必要のない、元気な方です。こうした高齢者の地域での活躍の場を広げながら、高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを、高齢者も含めた地域全体でつくりあげていくという視点も求められます。

2 計画目標

地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者が安心してすこやかに、いきいきと暮らすことができる社会を形成するために、計画の取組を推進します。そのためには行政はもとより、住民、地域、関係機関、各種団体、事業者など多様な主体が共生と協働の観点から計画を推進していくことが必要です。基本理念に基づき、以下の3つの視点を計画の目標として取り組みます。

●生活の安心を支える

高齢者が介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができるよう、また、家族が過重な介護負担を強いられることのないよう、地域で高齢者の生活の安心を支える地域包括ケアシステムの構築をめざします。

生活の安心を支えていくためには、地域において、医療、介護、生活支援など、高齢者が必要とするサービスが適切に提供されることが重要となります。介護サービスの基盤整備や質の向上などに引き続き取り組むとともに、在宅生活を支援する多様なサービス基盤や医療・介護の連携、在宅医療体制の充実など、高齢者の生活の安心を支えるうえで特に重要と

考えられるものを重点的な取組として推進していきます。また、認知症対策の一層の充実にも取り組んでいきます。さらに、介護を担う家族への支援などについても取組を進めます。

●すこやかに暮らす

高齢期を迎えてもできる限り要介護状態になることなく、健康で長生きをする「健康長寿」をめざし、高齢者一人ひとりが健康づくりや介護予防などに主体的に取り組むことができるよう、支援を一層推進します。

高齢期のすこやかな暮らしの継続には、介護予防と健康づくりの取組が重要であり、地域包括ケアシステム構築の観点からも重点的に取り組む必要があります。介護予防においては、総合事業が大きな役割を担うため、その基盤づくりを中核として、地域における介護予防の体制充実を図り、高齢者が適切に介護予防に取り組むことのできるしくみづくりを進めていきます。また、介護予防とともに、介護の必要な高齢者の自立支援や重度化の防止等にも取り組みます。さらに、高齢者の健康づくりについても一層の取組を進め、生活習慣病の予防や日常の健康管理などに力点を置いた健康づくりの支援を進めていきます。

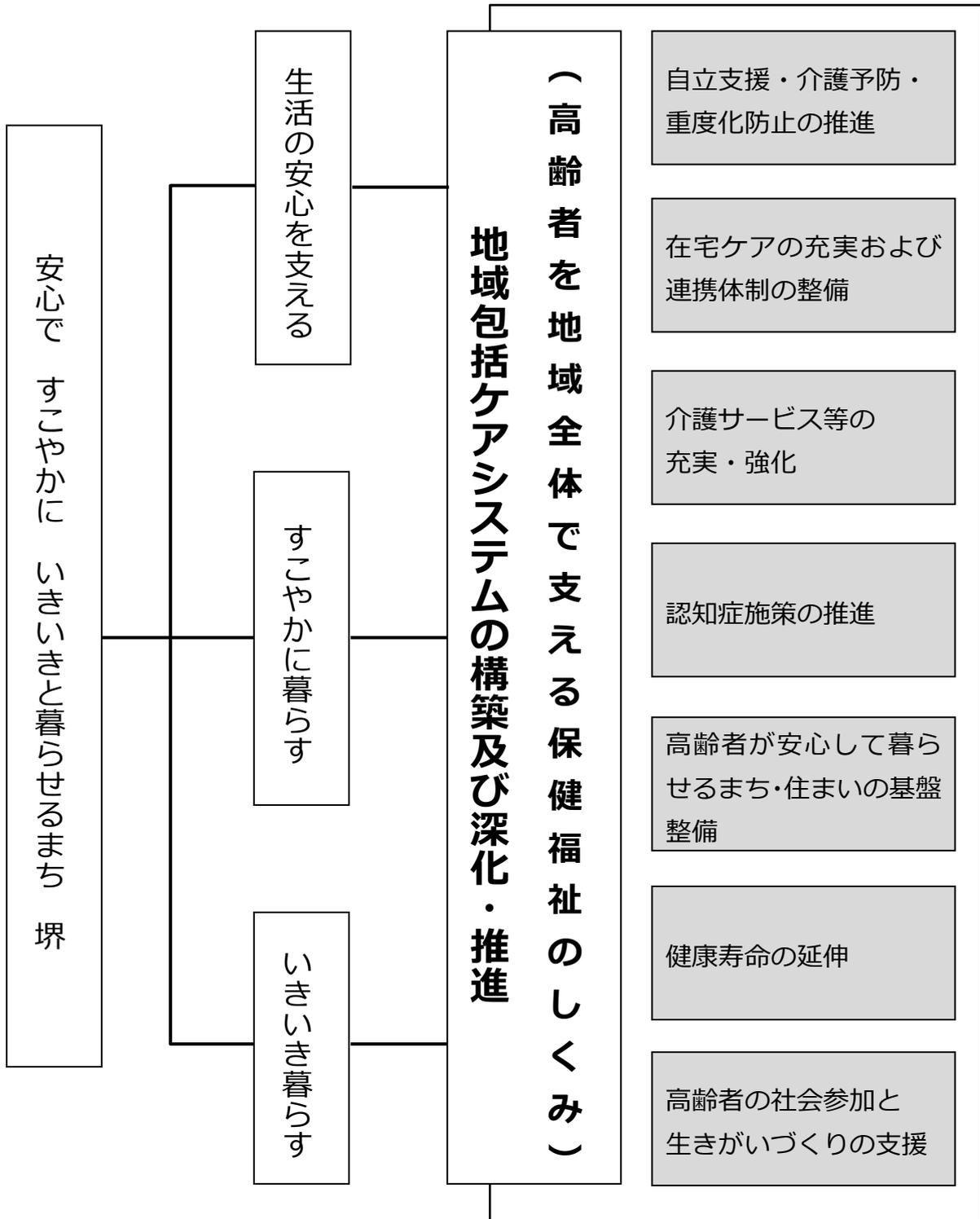
●いきいき暮らす

高齢者自身が、長年にわたって培ってきた知識、経験、技術などの自らの能力を活かし、高齢期の生きがいの糧とするとともに、主体的かつ積極的に社会参加を進めることは、高齢期の生きがいづくりにもつながることから、高齢者の生涯学習、就業・就労、地域での支え合い活動やNPO活動、ボランティア活動などの支援、環境づくりを一層推進します。

また、高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、心身の健康や、社会とのつながりなどが重要となります。今後、社会における高齢者の数はさらに増加し、人口減少社会の中で、地域の支え手としての役割は一層大きくなります。高齢者が元気であることは、社会が元気であることにもつながります。高齢者が生きがいを持って社会の担い手として活躍できるしくみづくり、地域包括ケアシステムの一翼を担う主体として活躍いただける場を充実していくことを重点的な取組として推進していきます。

3 施策体系

計画の目標をふまえ、本市における高齢者施策を総合的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた施策を展開するために、本計画では以下の体系に沿って取組を進めるものとします。



第3章 施策の展開

1 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

- 自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取組を多様な観点から推進
- 必要な人に適切な介護予防サービスや生活支援サービスが提供されるように、地域における体制の充実を進める

(1) 介護予防事業の推進と普及啓発

- ・ すべての高齢者が身近な地域で介護予防に取り組めるよう、体制づくりを推進
- ・ 介護予防の効果などに関する周知・啓発・情報提供、介護予防に取り組むグループ育成・支援等を進める
- ・ 生活支援コーディネーターを配置し、地域における介護予防の場づくりを推進

【事業展開】

- 介護予防把握事業
- 口腔機能の向上をめざす講座の開催
- ひらめき脳トレプラス教室
- 生活支援コーディネーターの圏域配置
- げんきあつぷ教室の開催
- 低栄養予防の取組
- 地域介護予防活動支援事業

(2) 介護予防ケアマネジメントの推進

- ・ 自立支援・重度化防止の観点から、介護予防ケアマネジメントの充実、効果的なケアマネジメントの検討・展開に向けた取組を進める

【事業展開】

- 介護予防ケアマネジメント検討会議（自立・重度化防止に向けたケアマネジメントを多職種協働で検討する会議の設置）

(3) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進

- ・ 関係機関との連携のもと、地域活動へのリハビリテーション専門職の参加等を通じ、介護予防につながる多様な取組を推進

【事業展開】

- 地域リハビリテーション活動支援事業

(4) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

- ・地域においてきめ細かい介護予防の取組を進めるため、介護予防・生活支援サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）の充実を進める

【事業展開】

- 地域における多様なサービスの拡充
- 地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援

(5) 地域の通いの場の創出

- ・生活支援コーディネーターの配置を進め、地域課題と地域資源のマッチングにより、サービスメニューの多様化、サービス提供主体の多様化・育成支援等に取り組む

【事業展開】

- 生活支援コーディネーターの圏域配置【再掲】

2 在宅ケアの充実および連携体制の整備

- 高齢者の状況に応じて、医療、介護、生活支援等のサービスを適切に組み合わせて提供できる体制づくりを進める
- 医療・介護の連携強化や地域包括支援センターの機能の充実などを通じて在宅ケアの充実を推進
- 高齢者を支える家族に対し、家族介護者への支援の充実、仕事と介護の両立などワークライフバランスの実現に向けた取組を推進

(1) 医療・介護の連携強化

- ・医療と介護が連携して高齢者を支援していく体制づくりに向け、関係機関と協力し、全市的な体制づくりを進める
- ・在宅療養を支える人材の確保・育成に向け、医療と介護の連携強化を推進するための研修等を実施
- ・関係機関が連携し、在宅医療を中心とした地域医療体制の充実を推進
- ・入院からの退院時の相談支援や地域医療・介護に関する情報提供など、在宅療養生活への円滑な移行を支援する体制づくりを進める

【事業展開】

- 在宅医療・介護連携推進事業（堺市地域包括ケアシステム推進会議、情報共有ツール、市民への在宅医療・介護の普及啓発等）
- 大阪府医療計画等との連携

(2) 地域包括支援センターの運営

- ・事業評価の実施等により、地域包括支援センターの適切な運営を図る
- ・ケアマネジャーの日常的な業務支援と質の向上のための研修等を介護予防ケアマネジメント検討会等と連動させながら行う
- ・体制づくりや研修の実施などを通じ、地域包括支援センターの職員の支援力の向上を図る
- ・高齢者ネットワーク会議を開催し、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見、さらには地域づくりの資源開発、政策の検討を行う

【事業展開】

- 総合相談支援
- 権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- 介護予防ケアマネジメント
- 高齢者支援ネットワーク会議（地域ケア会議）の推進

（３）在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実

- ・従来の介護サービス等、特に地域密着型サービスに重点を置きながら充実を図る
- ・さまざまな生活支援サービスが地域できめ細かく展開されるための基盤づくりを推進
- ・地域福祉の取組等とも連携し、生活支援サービス、地域における見守りや互助活動など、在宅生活の支援の充実を進める
- ・複合的な課題を抱える方に重層的な支援ができるように相談体制の充実を進める

【事業展開】

- 「地域福祉ねっとワーカー」（コミュニティソーシャルワーカー）の配置
- 地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援【再掲】
- 生活支援コーディネーターの圏域配置【再掲】
- 見守りネットワーク事業の推進

（４）家族介護者等への支援の充実

- ・家族介護者の負担を軽減するため、家族介護者を対象とした相談や情報提供、交流機会、「さかいお節介士」を通じたアウトリーチ活動などの充実を進める
- ・介護をするうえでのレスパイト（休息）の重要性などについての普及啓発等を推進
- ・高齢者を支える家族が、仕事と介護、子育てなど複数の課題を抱えていてもワークライフバランスを実現できる社会的気運の醸成や企業の雇用環境整備への支援を図る

【事業展開】

- 家族介護支援（レスパイト）事業
- 家族介護慰労金支給事業
- ダブルケア相談窓口の充実

（５）市民への情報提供の充実や意識の啓発

- ・関係機関が連携し、介護保険制度のことや、在宅医療、介護、終末期対応など、在宅生活を送るうえで大切な知識について、市民にわかりやすく情報の提供や広報を推進するとともに、在宅生活に向けた心構え・準備等についての意識啓発を進める

【事業展開】

- 介護保険制度に関する広報活動（介護保険出前講座の実施等）
- 在宅生活に対する意識啓発（在宅医療・介護や終末期の課題等についての知識の普及等）

3 介護サービス等の充実・強化

- 利用者が安心して必要なサービスを利用できるように、サービスの質の向上に取り組み、円滑に利用できる環境づくりや給付適正化、情報公開、相談・苦情対応などの体制を充実
- 必要とされる介護人材の安定した確保・定着・育成に向け、介護・福祉の仕事のPRや事業者への支援など、総合的な取組を進める

(1) 介護サービスの質の向上

- ・介護サービスの質の向上、施設等における虐待の防止等の観点も含め、事業者への指導や研修の充実を進める

【事業展開】

- 介護サービス事業者への指導・助言

(2) ケアマネジメントの質の向上

- ・ケアマネジャー研修やケアプラン点検などを通じて、ケアマネジメントの質の向上に取り組む
- ・自立支援、介護予防、重度化防止等の観点から、効果的なケアマネジメントのあり方を検討し、普及を図る

【事業展開】

- ケアマネジャー研修の実施
- ケアプラン点検事業
- 介護予防ケアマネジメント検討会議（自立・重度化防止に向けたケアマネジメントを多職種協働で検討する会議の設置）【再掲】

(3) 介護人材の確保・育成

- ・介護・福祉職のPR、就業環境整備に向けた事業者への支援・働きかけ等を通じ、介護人材の確保・定着に取り組む
- ・キャリアパスの導入支援、職場改善、多様な人材の採用支援など、人材確保に向けた事業者への支援を進める
- ・医療的知識の習得など専門性の向上に向けた人材育成に対し、積極的に支援を行う
- ・介護従事者が働き続けることができるよう、相談支援や再就職支援等の取組を推進

【事業展開】

- さかい介護人材確保・育成支援事業
- 生活援助サービス従事者研修の開催
- 認知症対応力向上研修（医療・介護従事者等の認知症への対応力や専門性の向上）
- 介護・福祉職向け研修の充実
- 施設の事例発表会の実施

(4) 介護保険施設の適正な整備

- ・入所希望者の状況や在宅系サービスの整備状況等も踏まえながら、引き続き適正な介護保険施設等の整備を進める

【事業展開】

- 介護保険施設等の計画的整備

(5) 介護給付適正化事業の推進

- ・介護給付適正化事業について、引き続き取組を推進

【事業展開】

- 認定訪問調査の点検
- 医療情報との突合
- 住宅改修の適正化
- 福祉用具購入・貸与調査
- 介護給付費通知の発送
- 縦覧点検
- ケアプラン点検【再掲】
- 給付実績の活用

(6) 費用負担への配慮

- ・費用負担の軽減制度などを通じ、低所得者のサービス利用への配慮を行う

【事業展開】

- 費用負担軽減制度等の運用
- 紙おむつ給付事業

(7) 介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等

- ・介護保険制度の周知、理念の普及啓発、サービス情報の提供や相談などの体制の充実を進める

【事業展開】

- 介護保険制度に関する広報活動（介護保険出前講座の実施等）【再掲】
- 事業所に関する情報提供（情報公表システム等）
- 介護保険サービスに関する苦情相談
- 介護相談員派遣事業

4 認知症施策の推進

- 認知症支援として、医療や介護などの専門的な支援とともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備、認知症の方や家族への支援、人材育成、地域における認知症への理解の普及啓発、地域での対応を進めるための基盤整備など、総合的な取組を引き続き推進する

(1) 認知症に関する普及啓発の推進

- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発と情報提供、認知症サポーターの養成、認知症キャラバン・メイトの一層の拡充等を進める

【事業展開】

- 認知症サポーター・認知症キャラバン・メイトの養成

(2) 認知症への適切な対応

- ・ 認知症の早期発見・診断・対応を推進するため、市民の認知症への理解を深めるための普及啓発を行うとともに、認知症医療体制の充実に向けた取組をさらに推進
- ・ 認知症支援に向け、関係機関が連携してネットワークを構築するとともに、サービスを切れ目なく提供できる体制づくりを進める
- ・ 「認知症支援のてびき」（認知症ケアパス）の活用、認知症初期集中支援チームの拡充等を進める
- ・ 認知症の人と家族を地域で支える人材を育成するため、認知症介護の実践的知識・技術習得のための研修や、医療従事者等の認知症対応力向上を図る研修の実施等の取組を進める
- ・ 「認知症の気づきチェックリスト」を作成し、関係機関に配布するとともに、ホームページへの掲載、市民への配布により、広く早期発見のための普及を図る
- ・ 認知症ケアに携わる医療・介護・福祉従事者等のレベルアップを推進
- ・ 若年性認知症に対する支援のしくみづくりを推進する

【事業展開】

- 「認知症支援のてびき」（認知症ケアパス）の活用推進
- 認知症初期集中支援チームの充実
- 認知症疾患医療センターとかかりつけ医の連携強化
- 認知症地域支援推進員の充実
- 認知症対応力向上研修（医療・介護従事者等の認知症への対応力や専門性の向上）【再掲】
- 認知症支援者の連携強化（認知症専門家会議等）
- 多職種事例検討会の開催
- 「認知症の気づきチェックリスト」の作成・普及

(3) 認知症家族等への支援や居場所づくり

- ・ 認知症の方が地域で安心して生活するために、さかい見守りメール（堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業）の充実などに引き続き取り組む
- ・ 地域において、認知症の方とその家族、地域住民等が交流できる居場所づくりを進める

【事業展開】

- さかい見守りメール（堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業）、堺市高齢者見守りネットワーク事業の充実
- 認知症家族会への支援
- 「堺ぬくもりカフェ」（認知症カフェ）の充実
- 「地域福祉ねっとワーカー」（コミュニティソーシャルワーカー）の配置【再掲】
- 地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援【再掲】

(4) 認知症予防の推進

- ・ ひらめき脳トレプラス教室の開催、堺コッカラ体操（堺市版認知症予防体操）の普及等を通じ、認知症予防活動を進める

【事業展開】

- 堺コッカラ体操、ひらめき脳トレ等の普及促進
- ひらめき脳トレプラス教室の開催
- 堺コッカラ体操リーダーの育成

5 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備

- 高齢者の身体状況などの変化に応じた適切な居住環境の確保を促進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅などをはじめ、「住まい」の質の維持・向上に取り組む
- 外出、買い物などの観点から、高齢者が暮らしやすい生活環境づくりと生活支援を進める
- 災害等に備えた支援について取組を進める
- 高齢者の権利擁護について、基盤の充実を図り、成年後見制度の普及などの取組を進めるとともに、高齢者虐待の予防・早期発見・対応の体制づくりを推進
- 高齢者の消費者被害を防止するための取組を進める

(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

- ・ 高齢者の身体状況等の変化に応じた適切な住宅改修等の支援を行う
- ・ 緊急通報システムの周知・拡充、高齢者宅への防火訪問等を実施
- ・ サービス付き高齢者向け住宅等について、住まい選びの際の留意点などの啓発、住宅の質の確保に向けた定期的な立入検査など、取組の充実を進める
- ・ 老朽化した市営住宅の建替えなどにおいて、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を計画的に進める

【事業展開】

- 高齢者住宅改修費助成事業
- 住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成助成）
- 緊急通報システムの周知・拡充
- 高齢者宅への防火訪問による防火指導の実施
- 高齢者向け住宅の情報提供
- サービス付き高齢者向け住宅等への立ち入り検査の実施
- 高齢者の住まい暮らし専門家会議の開催（高齢者の住まいのあり方や質の向上に向けた方策等の検討）
- ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の普及促進
- シルバーハウジングへの生活援助員の派遣

(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

- ・ 高齢者が外出しやすい都市環境となるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及促進に引き続き取り組む
- ・ 高齢者がいきいきと日常生活を送ることができるよう、外出の支援に取り組む
- ・ 高齢者の身体状況等の変化に応じた交通安全対策に取り組む

【事業展開】

- 福祉のまちづくり環境整備の指導
- 公共交通機関のバリアフリー化の促進
- 道路のバリアフリー化の促進
- おでかけ応援制度（おでかけ応援バス・阪堺線高齢者運賃割引制度）
- 乗合タクシー
- 高齢者の運転免許返納の促進
- 高齢者への交通安全教室の開催

(3) 災害等緊急時に備えた支援の充実

- ・「堺市地域防災計画」などの関連計画と連携し、地域での助け合いのしくみづくりや、福祉避難所などの災害時支援体制を進める

【事業展開】

- 避難行動要支援者の避難支援のしくみづくり
- 福祉避難所の指定及び運営体制の構築

(4) 権利擁護支援の充実

- ・ 成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護サポートセンターにおける相談機関に対する支援を進める
- ・ 人権尊重や権利擁護に関する普及啓発を一層進めるとともに、高齢者虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応ができる体制の確保に向け、相談支援や対応可能な人材育成を進める
- ・ 市民後見人の養成と活動支援を進める

【事業展開】

- 権利擁護サポートセンターの運営・市民後見人の養成
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見市長申立の促進
- 堺市日常生活自立支援事業の活用
- 高齢者虐待防止ネットワークの普及・啓発

(5) 消費者被害の未然防止及び救済

- ・ 認知症などにより判断能力が低下している高齢者を含め、高齢者を狙ったさまざまな悪質商法による被害や商品・サービスの契約トラブルを未然に防止するための取組、専門相談員による相談対応、消費者被害防止の啓発等を推進

【事業展開】

- 消費者被害に関する情報提供と相談の充実

(6) 特殊詐欺の被害防止の取組促進

- ・ 「オレオレ詐欺」や「還付金等詐欺」などの特殊詐欺の被害を未然に防止するため、大阪府警察等と連携し、電話パトロールや各種広報啓発活動等の取組を促進

【事業展開】

- 特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動等の実施

6 健康寿命の延伸

- 生活習慣病の予防、日頃からの健康づくりの観点から、高齢者の健康づくりを支援
- 健康の維持・増進についての意識の醸成・啓発、身近な地域で健康づくりを実践できる環境の整備などを進める
- 高齢者がすこやかで心豊かな生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸をめざす
- 多様な世代が地域で活動できる場や機会をつくるとともに、日常生活を活動的にすることや、栄養バランス、口腔ケアに努めるなど、フレイル（加齢による虚弱）の予防に取り組む機運を醸成し、生涯を通じた健康づくりを推進

（１）地域に根ざした健康づくり

- ・地域の健康づくり自主活動グループの育成や継続した活動の支援などを引き続き進める
- ・グループ間のネットワークや地域とのつながりを促進する

【事業展開】

- 健康づくり自主活動グループの育成・活動支援
- 食生活改善推進員の育成・活動支援
- 歯や口の健康づくり（口腔ケアや口腔機能向上など）を地域に広める8020メイトの育成・活動支援

（２）生活習慣病などの疾病予防

- ・高齢者の健康づくり、生活習慣病の予防等に関する健康教育を展開
- ・適切な生活習慣を身につけられるよう、保健専門職による健康相談などを推進
- ・健（検）診の受診等について必要性を啓発し、がん検診、特定健診の受診率の向上に取り組む
- ・全身や口腔のフレイル予防、低栄養予防などの取組を推進

【事業展開】

- 生活習慣病予防のための健康教育の実施
- 健康教育・健康相談の実施
- 食生活に関する教育・相談の実施
- 歯科保健に関する教育・相談の実施
- がん検診、特定健診の受診率の向上

7 高齢者の社会参加と生きがいつくりの支援

- 生涯学習やスポーツ、ボランティア支援、就労支援、活動場所の確保などを通じて、高齢者の社会参加の機会充実を進める
- 豊かな経験や知識を持つ元気高齢者が地域社会の担い手として活躍できるしくみづくりを推進
- 高齢者が、自らの生きがいを高め、健康づくりを進めるために、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動、ボランティア活動、就業・起業など多様な社会参加の機会を促進

(1) 情報提供ときっかけづくり

- ・学習や就労、地域活動等に関する情報の提供やきっかけづくり、活動場所の確保等を支援

【事業展開】

- おでかけ応援制度（おでかけ応援バス・阪堺線高齢者運賃割引制度）【再掲】
- 乗合タクシー
- 老人集会室の整備
- 情報通信技術（ICT）を活用した情報提供の推進
- 老人福祉センターの運営
- セカンドステージ応援団事業
- 生涯学習情報の提供

(2) 担い手の育成

- ・地域の担い手として活躍できるよう、地域活動やボランティア活動などへの参画を支援
- ・働く意欲のある高齢者に対し、就労等につながる機会の提供を行う

【事業展開】

- ふれあい基金を活用した地域福祉活動に対する支援
- いきいき堺市民大学
- ボランティア講座の開催
- 生活援助サービス従事者研修の開催【再掲】
- 高齢者のボランティア活動の支援
- 高齢者の社会参加を目的とした講座の開催

(3) 社会参加の機会の提供

- ・高齢者の自発的な社会活動の支援、地域に貢献するような活動や多様な主体との協働につながる活動などの機会の提供を行う
- ・高齢者の就業相談・支援、職業能力開発の支援、起業を志す高齢者への支援などを推進
- ・地域における場づくりなどの活動に高齢者が主体的に参加できるしくみづくりを進める

【事業展開】

- 老人クラブの活性化
- シルバー人材センターの活用
- ねんりんピックへの参加
- 生活支援コーディネーターの圏域配置【再掲】